

令和元年度環境技術実証事業 実証機関選定の観点

実証機関の公募について

「環境技術実証事業実施要領（平成31年4月1日）」に従い、実証機関を募集します。

実施する実証の概要については、過去に実施した各技術分野の実証要領（添付）を参照してください。実証対象技術によっては、対応する実証要領が無い場合があります。

実証機関選定の考え方について

令和元年度環境技術実証事業における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。※当観点は、平成31年度環境技術実証事業実施要領に従っています。

1. 組織・体制について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ② 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ③ 定期的な内部監査を実施すること。
- ④ 実証業務にかかる記録の保持を実施すること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添2～別添3及び別添9）
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
（申請書類：別添17）

- ⑤ 個別ロゴマーク及び実証番号の交付事務にあたり、交付先とその連絡先、実証申請者等による使用媒体等の管理を行うのに十分な体制、人員が確保されていること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添4）

- ⑥ 品質管理システムを構築・文書化し、適切に実施すること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添5）

2. 技術的能力について

- ① 実証(試験を含む)の実施等が可能なこと。
- ② 技術に関する十分な実績を有していること。
- ③ 実証(試験を含む)を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること(必要に応じ、試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない)。
※ 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記1.及び2.の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること。

- 実証計画の策定、実証(試験を含む)の実施体制等に関する資料
(申請書類:別添7~別添10)
- 試験に利用する機器及びその保有状況について
(申請書類:別添15)
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
(申請書類:別添17)

- ④ 提案された実証計画の作成方針(追加業務の提案を含む)が、より高い成果が得られると見込まれること。

- 実証計画の策定、実証(試験を含む)の実施体制等に関する資料
(申請書類:別添6)

3. 公平性の確保について

- ① 実証(試験を含む)の運用等の各手続において、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと。
- ② 実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

- 公平性の確保に関する説明資料
(申請書類:別添11)

4. 公正性の確保について

- ① 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証(試験を含む)の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 実証(試験を含む)の運用等の各手続において、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録及び是正処置を実施すること。

- ④ 実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証(試験を含む)を行わないこと。
- ⑤ 実証(試験を含む)に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証(試験を含む)を行わないこと。

- 公正性の確保に関する説明資料
(申請書類：別添12～別添13)

5. その他の資料

(1) 経理的基礎について

- ① 定期的に会計監査を実施すること。
- ② 予算決算及び会計令第71条(昭和22年4月30日勅令第165号)の規定に該当しない者であること。
- ③ 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について(平成13年1月6日環境会第9号)」に基づく指名停止を応募時点において受けていない者であること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条(昭和22年4月30日勅令第165号)の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- 経理的基礎に関する説明資料
(申請書類：別添16)
- 環境省競争参加資格(全省庁統一資格)
(申請書類：別添18)

(2) 経費積算等の妥当性について

- ① 環境省が定める仕様等に基づき、適正に実証業務が行えるよう経費の積算がなされていること。
- ② 手数料予定額が、適切に設定されていること。

- 実証業務に要する費用の見込み(概算)
(申請書類：別添14)

6. その他

- 選定機関数は、公募された実証対象技術ごとに原則1機関とする。
- 実証事業運営委員会における実証機関選定の具体的な手順については、実証運営機関において、別途規則を定めるものとする。

以上

過去に実施した各技術分野における実証要領一覧

1. 実証要領一覧

- 中小水力発電技術分野
実証要領（平成30年6月11日改定）
- 自然地域トイレし尿処理技術
実証要領(第13版)(平成30年3月改定)
- 有機性排水処理技術
実証要領(平成30年5月30日改定)
- 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
実証要領(第6版)(平成30年4月改定)
- 湖沼等水質浄化技術
実証要領(第10版)(平成30年4月改定)
- ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)
実証要領(平成30年7月30日改定)
- ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)
実証要領(平成30年5月14日改定)

2. 掲載URL（参考）

- 環境技術実証事業ウェブサイト > 「資料ダウンロード」のページ > 「実証要領」
URL: <https://www.env.go.jp/policy/etv/document/index2.html>